

## 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：日本中央競馬会法の一部を改正する法律案規制の名称：日本中央競馬会の役員の欠格条項の一部廃止規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：農林水産省畜産局競馬監督課評価実施時期：令和7年12月～令和8年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 本措置による追加の負担及び追加の遵守費用の負担は発生しないことが見込まれるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

## 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- ・ 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の経営の持続性の確保のため、競馬会の役員の欠格条項の一部廃止等の措置を講ずる。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現在、物品の売買等に関して競馬会と取引上密接な利害関係を有していた企業の役員等は、当該職を辞してから1年間は、競馬会の役員に就任できないこととされており、関係企業の役員等を辞職した人にとっては、優秀な人材であっても、辞職後すぐに競馬会の役員への登用ができず他企業に登用されてしまうなど、人材獲得の機会を逸している。
- ・ 他方で、現在は、日本中央競馬会法の平成19年改正において設置された経営委員会が役員の職務の執行を監督することにより、役員人事が競馬会の公正な運営への影響を与えないようコントロールすることができるとともに、仮に、役員が利益相反を起こすようなことがあれば、農林水産大臣又は理事長（理事長にあっては経営委員会の同意を得た場合に限る。）はその役員を解任できることを踏まえ、役員に対するガバナンスを十分に効かせることができる中で、当該規制を設ける必要性は乏しくなっている。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 物品の売買等に関して競馬会と取引上密接な利害関係を有していた企業の役員等について、当該役員等が職を辞してから1年間、競馬会の役員に就任できない旨の規定を廃止する。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

- ・ 本改正により、関係企業の役員等を辞職した優秀な人材を、辞職後すぐに競馬会の意思決定を担う役員として速やかに登用することが可能となり、競馬会の人材獲得の機会が増える効果がある。今後、競馬会の役員としてどのような人物が何名任命されるかは具体的に予断できず、現状では本規制緩和の効果を定量化することはできないが、事後評価までには、本改正以降、物品の売買等に関して競馬会と取引上密接な利害関係を有していた企業の役員等であって、当該職を辞してから1年間未満の者が役員として任命された人数を、実績値として把握する。

## 3 負担の把握

### 【緩和・廃止】

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 本措置は、競馬会の関係企業の役員辞職後1年以内の者を競馬会の役員へ就任できるようにするものであり、現在は、日本中央競馬会法の平成19年改正において設置された経営委員会が役員の職務の執行を監督することにより、役員人事が競馬会の公正な運営への影響を与えないようコントロールすることができるとともに、仮に、役員が利益相反を起こすようなことがあれば、農林水産大臣又は理事長（理事長にあっては経営委員会の同意を得た場合に限る。）はその役員を解任できる制度によりガバナンスを効かせているため、この措置によって追加的に法令等の順守を求めるものでないことから、新たな負担は発生しない。

#### <行政費用>

- ・ 本措置は、競馬会の関係企業の役員辞職後1年以内の者を競馬会の役員へ就任できるようにするものであり、競馬会内の役員人事に係る規制緩和であるため、新たな行政費用は発生しない。

#### 4 利害関係者からの意見聴取

##### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他  
(具体の理由： )

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 競馬会関係企業の役員等の経験者は、企業単体での損益責任を負うなど、経営そのものに関わる機会を通じて、収益性、コスト管理、資金繰り、組織マネジメントといった、経営の実務に関する知見を有しており、こうした人材を登用できる。
- ・ また、競馬事業の運営において、主要な役割を担う競馬会関係企業が持つ機能への理解の深い人材を登用することで、競馬全体の活性化が期待される。
- ・ 平時はもとより、競馬会の役員に事故があった場合など、緊急的な局面においても、幅広い人材プールから役員への登用が可能となる。

##### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和7年5月7日競馬会より聴取

##### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表していない。

#### 5 事後評価の実施時期

##### 【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 当該規制の開始（施行）から、5年後に事後評価を実施予定。